敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順

田島

優

語 構造による文章が定着するようになった要因として、 本稿は、 の補助動詞を、 SVO構造である漢文でしか文章を作成できなかった日本の書記システムにおいて、 漢文の中に書き入れようとしたことが大きく関与していることを示そうとするものである。 中国語には存在しないが、 日本語の表現においては重要である敬 SOVという日

第一節 漢文訓読における敬語の補読

き始める七世紀頃になるまでは、 事は中国や朝鮮半島からの渡来人が携わっており、彼らは史(ふひと)と呼ばれていた。 の漢文のシステムによって文書を作成したり記録を行っていた。 無文字社会であった日本は、 中国から漢字を借用し、 彼らに頼るしかなかった。 その漢字を用いて当時の東アジアの共通語的文章である中国語 日本が中国や朝鮮半島と交流を始めた当初は、 日本人自らが漢文で文章を書 その仕

語は孤立語である。したがって日本語のような膠着語とは異なり、一 一二年)が「已に訓に因りて述べたるは、 日本人が次第に漢文に接する機会が増えるようになると、その漢文に対し、後のものであるが例えば『古事記』(七 詞心に逮ばず」と述べているような、物足りなさを感じたに相違ない。 語一語が独立しており、他の語に接続する助動詞 中国

おから

上多れ下ララ

命いう今いの

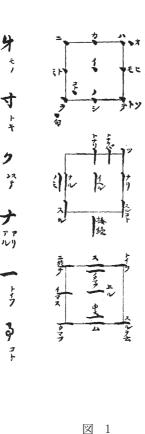
れずりってい

図 2

会なさり

や助詞などの文法的要素がない。しかし日本語にとってはその文法的要素が重要であり不可欠なのである。

図2並びに原文・読み下しは春日政治(一九四二、一九八五)による。 表現形式であった。言い換えれば、日本語において敬語は欠かせない重要な表現形式であったのである。なお、 2のようにヲコト点以外に漢字によっても敬語の補読が行われている。このように、漢文訓読においては敬語は重要な 現形式はヲコト点として、漢字の四辺や内部、外部などに符号として示されるようになる。そのヲコト点には助詞や助 それらは漢文には記されていないが、日本語にとっては重要な表現形式である。漢文訓読が盛んになると、それらの表 そのために漢字一字一字に文法的要素を補っていく訓読が行われた。漢文訓読においては多用される文法的要素がある。 フ、イマス、ノタマフ、上ル(たてまつる)、申ス」といった敬語の表現形式がヲコト点として示されている。 詞以外に敬語も含まれている。例えば西大寺所蔵の『金光明最勝王経』の平安時代初期点には、 学問として漢籍や仏典を学ぶためには、漢文で書かれている文章を日本語として読んで正確に理解する必要がある。 図1のような また図 図 1



1

例えば、次のように原文に対し訓読においてはヲコト点によって敬語の表現が適宜補われてい

(読み下し

介時薄伽梵於日晡時従定而起観察大衆而説頌曰
 介時に薄伽梵 〔於〕 日の晡時に、 〔従〕 定ヨリして

たまふ。大衆を観察したまふ。而して頌を説(き)て曰はク、

甚深難得聞 諸仏之境界 金光明妙法

最勝諸経王

序品

第一〉

甚深にして聞(き)たてまつること得ルこと難ク、諸仏の 金光明の妙法は、最勝にして諸の経の王といます。

(傍線は敬語の補読

漢文と敬語の補助動

七世紀頃になると、次第に日本人の手によって文章が作成されるようになる。『隋書』倭国伝の大業三年(六〇七)

には次のような記事が見られる。

其国書曰「日出処天子致書日没処天子無恙」

(その国書に曰く「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや」)

あったし、まだその方法でしか文章を書記する方法がなかった。 れているように、聖徳太子が活躍する頃になると朝廷においては漢字使用の必要性が生じていたようである。「十七条 憲法」が漢文で記されているように、当時の東アジアの共通的な書記スタイルである漢文が朝廷において公的なもので この国書は聖徳太子によるものとされている。またその聖徳太子が「十七条憲法」(六〇四年か)を制定したと言わ

と同じような物足りなさを感じたと思われる。日本語にとっては欠かせない敬語、 いこうとすると、漢文訓読を通して学んだ文章の規則を活用することになる。その際に、 日本人が漢文で文章を作成するためには漢文自体によほど慣れていないと困難である。特に日本語を基にして書いて 特に敬語の補助動詞を、 漢文を訓読する際に味わった 漢文の中に

どのように書き表していくかが大きな課題として立ちはだかってくる。

れていたり、一部に日本語的な語順の箇所も見られる。 子がその遺志を継いで完成させたものである。その光背銘は、漢文的な文章で記されているが、 いわれている。 王」という語の使用などから、法隆寺の火災のあった六七○年以降に作り直されて、元来の由来として刻されたものと いる。その光背銘は漢文で記されている。もう一体の薬師如来像は、銘には丁卯年(六○七)とあるが、「大王」「聖 尊像は六二三年に完成したものである。聖徳太子が病床に着いた時に発願され、 法隆寺金堂には聖徳太子と関わる仏像が二体ある。一体は釈迦三尊像であり、 この像は用明天皇が自らの病気平癒を願って造像を発願したが、用明天皇の崩御後に推古天皇と聖徳太 もう一体は薬師如来像である。 聖徳太子が亡くなった翌年に完成して 文章中に敬語が用

前者の釈迦三尊像の光背銘は、 次のようになっており、 正式な漢文で記されている。

(読み下し)

(原文)

鬼

法興卅一年、歳辛巳に次る十二月、 鬼 (魁

前の太后崩りたまふ。 枕病弗念したまふ。干食王后、 明年正月廿二日、 仍りて労疾みたまひ、 上宮の法

床に着きたまふ時に、王后王子等と諸臣と、

懐ひ愁へ毒み、共相に発願す。 (以下略

懷愁毒共相発願

(以下略

着於床時王后王子等及与諸臣深 皇枕病弗念干食王后仍以労疾並 前太后崩明年正月廿二日上宮法 法興卅一年歳次辛巳十二月

原文には敬語が記されてい ないが、 漢文を訓読する際には仏典などで敬語を補読していたように、敬語を補って読む 訓読は神野志隆光(二〇〇七)による。

のが一

般的

なようである。

語

補助動詞が多用されている。

が、先に述べたように目的語が動詞よりも先行する日本語的な語順になっている箇所があったり、 それに対し薬師如来像の光背銘には、 於・与・而・者といった虚字などが用いられており漢文的な体裁にな 漢文には用 (1 つ てい ない 敬

(原文)

池辺大宮治天下天皇大御身労賜時歳 次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大

御病大平欲坐故将造寺薬師像作仕奉詔然

当時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天

皇及東宮聖王大命受賜而歳次丁卯年仕奉

(読み下し)

丙午に次りし年に、大王の天皇と太子とを召して、 池辺大宮に天下治めしらす天皇、大御身労れ賜ひし時に、 誓願し賜ひ

しく、「我が大

御病大平かにあらむと欲ほし坐すが故に、寺を造り、

薬師像を作

当時に崩り賜ひて、造るには堪へねば、 りて、仕へ奉らむとす」と詔りたまひき。然あれども 小治田の大宮に天の下治

らしめす大王の天

皇と東宮の聖王と、 大命を受け賜ひて、 歳丁卯に次る年に仕

りつ。

この薬師如来像の光背銘を読んでいくと、傍点を施した日本語的な語順になっている箇所と、 〈傍線は敬語とみなされる語句や接辞。 傍点は日本語的な語順の箇所 傍線を施した敬語表現

両者の間に関わりがあるように思われる。

敬語の補助動詞と日本語的語順

の箇所とが重なっていたり、あるいは連続しており、

薬師如来像の光背銘において日本語的な語順の箇所としては、「大平欲」「薬師像作」「造不堪」「大命受」が指摘され これらの日本語的語順の箇所を見ていくと、そこには敬語表現が絡んでいるようである。 これらの箇所は、 大平欲 (坐)」 漢文の構造としては「欲太平」「作薬師像」「不堪造」「受大命」となるべきものと考えられ 大平かにあらむと欲ほし坐す

薬師像作(仕奉)」 薬師像を作りて、仕へ奉らむ

(崩賜) 造不堪者」 崩り賜ひて、造るには堪へねば

『受(賜)而」 大命を受け賜ひて

我大御病大平欲坐」並びに「池辺大宮治天下天皇大御身労賜」の箇所の読み方が変わるのではないだろうか もし両者が関係しているならば、 敬語表現が用いられている箇所では動詞の前に目的語が記されている可能性

御病が大平かにあらむと欲ほし(坐す)」のように、「欲」の主語を「我」とすることはできないだろうか。 しかし漢文の構造としてはよくないように思われる。「我欲(坐)大御病太平」(SVOC構造)、つまり「我 「我大御病大平欲(坐)」は、従来は「我大御病欲(坐)大平」のように「欲」の主語を「我大御病」と解釈している。

られた似た表現が日本語的な語順で記されている宣命に見られる。 (***) 大御身」(SVO構造)のように、主語を「池辺大宮治天下天皇」、目的語を「大御身」と見ることはできないだろうか ある主題として、「崩賜」あるいは「造不堪者」まで係ると見ている。しかし、これも「池辺大宮治天下天皇労 ·労」の主語を「大御身」としている。すなわち「池辺大宮治天下天皇」を、Topic(主題)言語である日本語の特徴で もう一方の「大御身労賜」の箇所については、これまでは日本語的な語順の箇所として指摘されていない。 つまり

此月頃間身労産世間食豆伊都之可病止豆参入豆は5のきだならならと言とことでいっしかならなてまるりて飲御身労を破しては、つしかならなまなりなける。 て みんきかん はいかい かいしょく て みんきかん

三 語)

(五十八詔)

現がある。この がって「御身」を目的語と見ることはできないだろうか。また、この詔には先に扱った「我大御病大平欲坐」に似た表 一つかる」の他動詞化であり、「身」を目的語と見ることができよう。薬師如来像の場合の 一詔ではわからないが、五十八詔では 目的語と見なすことも可能であろう。三詔でも「暇間得」からわかるように格助詞「を」を明記しない。 「御病」も「治(をさめ)」との関係から目的語と見るべきではないか。 「労」を「つからす」と読んでいるようである。つまり「つからす」 「労」も「つからす」である

なおこの薬師如来像の光背銘の文章と敬語との関わりについては、 夙に徳光久也氏が 『上代日本文章史』(一九六四

敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順

年

南雲堂桜楓社)において次のように述べている

中心となるべき表現形式がとられたので、 本文について、とくに注意すべき点は、 他の銘文には見られない異色のある文章ができあがつたものと思われる。 敬譲語の使用されていることであつて、これは文章の性質上、敬譲語が

ら、こうした鵺的文章ができあがつたものであるから、文章制作者の意図は、あくまでも漢文流の表現にあつたの であろう。 しかしながら、元来国語流の文章をつづろうとしたのではなく、文章の本質上、つまり敬語使用の必然的要求か

的な語順になってしまったのであろう。 語を使用して、漢文的な文章から離れないように記そうとしたのにも関わらず、 当時の文章は、基本的には釈迦三尊像の光背銘のような漢文であった。薬師如来像では日本語の表現として必要な敬 敬語の補助動詞を用いた箇所が日本語

「本語的な語順の文章として有名な群馬県高崎市にある上ノ山碑は、 碑文によると六八一年に建立されたものである。

そこにも「定賜」といった敬語の補助動詞の使用が見られる

辛巳の歳、

集月三日記す。

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此

辛巳歳集月三日記

新川の臣の児、斯多々弥の足尼の孫、大臣の臣の娶りてた佐野の三家を定め賜ひし健守の命の孫、黒売の刀自、此

此れを

母の為に、文を記し定めつ。放光寺の僧

のがあ

また平城京遺跡の長屋王邸宅出土の木簡 長利僧母為記定文也 放光寺僧 (七二九年以前) においても、 長利の僧、

「急下坐」と敬語が用いられ、 その下に「宜(べし)」が後接して、 日本語的な語順になっている。 敬語が日本語的語順と関わっているも

(読み下し)

移依而不得収 当月廿一日御田苅竟 故卿等急下坐宜 大御飯米倉

古稲、

移すに依りて、収むること得ず。 当月廿一日、 御田刈り竟る。 大御飯の米倉は、 故、 卿等急ぎ下り坐す宜し。 古稲を

語的 これらの な語 用例からもわかるように、 順が敬語表現とは独立して定着してきたことによるのかもしれない。 日本語的 な語順の箇所は必ずしも敬語と関係しているとは言えない。

日

第四 宣命と敬語 品の補助 動 詞

文法的要素は小書というスタイルがとられるようになる。これによって、漢字と借音仮名という字種の どの文法的要素の部分も同じ大きさで記されており、 と小書という字の大きさの二面から概念部分と文法的要素部分とが弁別されており、 ように、音と訓という用法による使い分けで区別するしかなかった。後に、いわゆる宣命書きという、 ただし漢字と借音仮名とは形態的には違いがないために、 ないような工夫が施されている。そこでは、日本語的な語順になっており、最初の段階では概念部分も助動詞や助詞な の箇所だけが異なった書記スタイルになっている。 ・此乃天見日継之位者大命が坐世大坐坐而治可賜出譲賜命乎受被賜坐而このあまつかつぎのくのは非君を足にあせおおまして、皇の皇帝にと問とを信を出るけたまはのようて宣命は先に述べたように天皇のことばや命令を記したものであるから、 『続日本紀』(七九七年奏上)には六十二の宣命が収録されている。 宣命は天皇のことばや命令を記したものであり、 両者は漢字と借音仮名との字種の違いによって区別されていた。 訓の用法で用いる漢字と、音の用法で用いる借音仮名という 漢文で記されている『続日本紀』 そこには敬語表現が多用されている。 視覚的に読みやすくなった。 ことばを読み誤ら 概念部分は大書 にお みならず、 いいて、

- (三韶
- (二十八詔

(五十一韶

天皇に関わる行為に対して敬語が用いられるために宣命は敬語の羅列となる。また、行為を明確に表現したい

山川浄所者

川浄所者孰倶加母見行阿加良閇賜率上歎賜比憂賜此大坐坐正詔大命平宣。はおず者にいのはなばないの代集のおおましましとの金をはしめから、人権はひと併えまから代集のおおましましとの金を養むしめのには

先に捨岐良比賜天之道祖我兄塩焼乎皇位にたるとして、

漢文で書き記すことは不可能である。 音仮名が用いられることがある。 漢字の訓と適切に対応しない い動詞は、 このような敬語の連続や仮名を用いなければ記すことができないような敬語表現を、 敬語表現が複雑な日本語にとっては、 動詞の一 部あるいは動詞全体を漢字で記すことができず、概念部分に関わらず借 日本語的な語順による文章が望ましいもの

であった。 逆に言えば、 敬語表現、 特に敬語の補助動詞が日本語的な語順による書記スタイルを要求したといえよう。

坲五節 仮名書き文書と敬語表現

謡 において欠点があり、 時既にすべての音節に対応するいわゆる仮名の表が出来上がっていたことを意味しよう。これは『古事記』における歌 は朝廷の人々にとっては必要条件であった。一方、借音仮名によって一字一音式に文章が書けるということは、 趣旨の記述が長々しくなる)という欠点がある。その当時の公的な文書は漢文であったので、漢文的な文章を記すこと という欠点がある。もう一つは漢字の借音仮名で一字一音式に書き記す方法であった。これは「事趣更流長」(事柄の のような日本語的な語順によるものも含んでいると思われる。この場合は「詞不逮心」(真意を十分に表現しえない 『古事記』(七一二年)の上奏文から、 字一音式に記されていることからも確認できよう。 日本語を漢字で書き記すことの困難さが窺われる。一つの書記スタイルは漢文である。 その当時複数の書記スタイルが存在していたことがわかる。ただし、それぞれ 上ノ山碑 その当

11 は異なるものの、 る「或一句之中、 なお、『古事記』が撰録された当時においては、既に宣命が存在していたが、『古事記』はこれについては触れ 宣命は『古事記』のような歴史を記録する書とは異なるものと意識されていたのか。 方針としては共通しているために、故意に触れなかったのかもしれない。 交用音訓」という音訓交用という書記スタイルは、『古事記』が漢文的な語順をとり、 あるいは『古事記』が採 宣命とは てい

と記している。表語文字である漢字にとって意味を捨象するのは、漢字の用法において最後の手段であるといえよう。 仮借と言われているものであり、 にはづ」の歌木簡に見られるように、 を「獲加多支鹵」(稲荷山古墳鉄剣銘、 借音仮名による一字一音式の書記スタイルは、『古事記』や『日本書紀』の記紀歌謡や、 中国でも朝鮮半島でも固有名詞を記す際に行われていた。日本においてもワカタケル 歌を記す際に用いられていた。このような漢字の借音的使用は、 江田船山古墳鉄刀銘)と書いたり、 蘇我稲目を「巷宜伊奈目」(元興寺露盤銘 各地で発見されている「な 「六書」

そのような借音仮名によって歌全体を書き記すことは、漢字で書くことを断念したことを意味する。つまり、 歌は漢字

て古いものである正倉院の万葉仮名文書(甲・乙)(七六二年頃)や「讃岐国司解端書」(八七六年)にも、 で記すことを諦めたのである。 仮名による書記スタイルは、漢文で書記することが困難であった敬語表現を書き表すのに適していた。 仮名文書とし 敬語の使用

は濁音符を付した。なお解釈は、正倉院万葉仮名文書甲・乙については犬飼隆(二〇〇八)に、「讃岐国司解端書」に なおこれらの文書を記すにあたり、借音仮名を現行の平仮名に改めた。また濁音で読むべきと思われる箇所につい

が見られる。これは敬語表現が日本語表現として必要不可欠だったことを意味していよう。

正倉院万葉仮名文書(甲)

ついては小松英雄(二〇〇〇)によった。

ふたところのこのころのみもとのかたちききたまへにたてまつりあぐ。しかもよねはやまだはたまはずあらむ。 いひよくかぞへてたまふべし。とをちうちらはいちひにゑひてみなふしてありなり。きけばかしこし

-182-

- 一くろつかのいねははこびてき。
- 一田うりはまだこねばかす。

、解釈)二所のこの頃の御もとの様子聞き給へにたてまつり上ぐ。 しかも米は山田は給はずあらむ。 給ふべし。十一宇知らは櫟 (酒) に酔ひて皆伏してありなり。聞けば畏し。 飯ひよく数へて

- 、くろ塚の稲は運びてき。
- 、田売りはまだ来ねば貸す。

正倉院万葉仮名文書(乙)

こみおかむもあやふかるかゆゑにはやくまかりたまふべし。おほ (と) こがつかさなひけなはひとのたけたかひと ゆゑにそれうけむひとらくるまもたしめてたてまつりいれしめたまふべ(し)。よねらもいださむ。 かやしなひのかはりにはおほましますみなみのまちなる奴をうけよとおほとこがつかさのひといふ。しかるが しかもこのは

ぞことはうけつる。

我が養ひのかはりには大まします南の町なる奴を受けよと大とこが司の人言ふ。 ひとら車持たしめ奉り入れしめたまふべ(し)。米らも出さむ。しかもこの箱、 見置かむも危ふかるがゆゑに しかるがゆゑに其れ受け

(意味不明) ぞ事は受けつる。

讃岐国司解端書

早く罷りたまふべし。大(と)こが司な

改姓人夾名勧録進上 のたまひて 定以出賜 これは いとよからむ なぜむにか 官にまし たまはむ みたまふばかり となもおもふ 抑 ;刑大史

(解釈) 改姓人夾名勧録進上 これは なンぜむにか 官にまし給はむ のたまひて 定ヲ以テ出ダシ賜フ いとよからむ 見給ふばかり となも思ふ 抑 刑大史

助詞は日本語においては重要な働きを示す。これらは仮名でしか表現できない。 また、漢字で書き記すことのできない助動詞や助詞も多い。特に自分の態度を表す(いわゆるモダリティー)助動詞や 語の補助動詞のあとに助動詞「べし」が後接することもある。「しむ」や「べし」は漢文的な表現では「令」「可」とい った返読文字が使用される。したがって、漢文においては敬語の補助動詞や、返読文字の配置などが問題になってくる. つり」「いれしめたまふべし」のように、動詞と敬語の補助動詞との間に助動詞の「しむ」が入ることもあり、また敬 仮名書きの文章では敬語を表現通りに記すことができる。正倉院万葉仮名文書(乙)に見られる「もたしめてたてま

文章としても利用され、さらに多くの人々が登場し多種多様な敬語表現が使い分けられる物語を書き記すための文章と して活用されることになったのである。 歌の記録のために発生した一字一音式の借音仮名による書記スタイルは、日常的な表現である敬語表現を書記できる

第六節 和化漢文と敬語の補助動詞

が指摘するようにこれは役所内における表現のようであるが、そこにも「出賜」といった敬語表現が用いられている。 官位の異なる人々が働いている役所においては、伝言的な文書においても敬語表現が欠かせないものであったようであ |讃岐国司解端書」には仮名の文書中に「定以出賜」という漢字による表現が使用されている。小松英雄(二○○○)

という同時代に書き留められた二つの歴史書の形として出現してくる。例えば、 光背銘と、敬語を用いた日本的な漢文となっていた薬師如来像の光背銘との流れ、すなわち敬語を書き記さないで正統 たので、漢文の構文に合わせて敬語の補助動詞を組み入れる必要が出て来る。正統な漢文で書かれていた釈迦三尊像の その箇所が日本語的な語順になったりして、書記において困難さを伴った。 る王仁(和迩)が招聘された際の記事は、それぞれ次のように記されている。 な漢文で行く立場と、敬語などの日本語的な要素を文に取り入れる立場との二つの流れは、『日本書紀』と『古事記 法隆寺金堂の薬師如来像の光背銘に見られたように、漢文において敬語、特に敬語の補助動詞を書き入れることは しかし公的な文書はあくまでも漢文であっ 日本における漢字・漢文学習の祖であ

又、科賜百済国、若有賢人者貢上。故、受命以貢上人、名和迩吉師 於是、天皇問阿直岐曰、 如勝汝博士亦有耶。 対曰、有王仁者。是秀也。

(『古事記』 (『日本書紀 応神天皇 応神天皇)

漢文中に敬語の補助動詞を書き記そうとする『古事記』においては、 漢文的構造を取ろうと努めている 敬語の補助動詞を動詞に後接させる形で一まと

此国者、立奉天神之御子 (上巻)

下に目的語を置き、

(此の国は、 天つ神の御子に立奉らむ

建内宿彌為大臣、 定賜大国小国之国造 中巻 成務天皇

敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順

(故、建内宿彌を大臣と為て、大国小国の国造を定め賜ひ)

・因大后之強、不治賜八田若郎女 (下巻 仁徳天皇)

(大后の強きに因りて、八田郎若女を治め賜はず。)

録が漢文で記された関係もあり、 『古事記』のように漢文中に敬語表現を使用する流れは、 貴族の日記も漢文のスタイルをとり、 貴族の日記などの記録体に受け継がれた。朝廷における記 敬語の補助動詞を使用している。

左中弁経通見給大宰之宣苻

(『小右記』寛仁三〈一〇一九〉年五月一日)

而□聞給下官参詣由所坐也

(『小右記』治安三〈一〇二三〉年七月三日)

ように、 ただし、藤原道長(九六六~一〇二七)の『御堂関白記』においては、「動詞+目的語+敬語の補助動詞」というよ 動詞と敬語の補助動詞の間に目的語を入れた形式になっている。両者の違いは、 藤原実資(九五七~一○四六)の『小右記』の文章が『御堂関白記』に比較して優れて漢文調であることによ 峰岸明 (一九八六) が指摘する

従皇太后宮人来云、悩御歯給、払暁事也

(『御堂関白記』長和元〈一〇一二〉年五月九日)

(皇太后宮より人来て云く、御歯を悩み給ふ、払暁の事なり、と。)

参上御前、可立斎宮給女一宮御着裳事被仰

(『御堂関白記』長和元年閏十月九日)

(御前に参上す。斎宮に立ち給ふべき女一宮御着裳の事を仰せらる。)

と同じく動詞と敬語の補助動詞との間に目的語を入れる形が取られている。 漢文中に敬語を用いるといった和化漢文の流れはさらに『吾妻鏡』に受け継がれていくが、そこでは『御堂関白記

(かり氏疾を朱 ン、天下を執うしめたまふべきの由、これな誅彼氏族、可令執天下給之由行之

(『吾妻鏡』治承四〈一一七九〉年四月九日)

武衛令辞荘園於亜相給上、逗留之間、連日竹葉勧宴酔(かの氏族を誅し、天下を執らしめたまふべきの由、これを申し行ふ)

(『吾妻鏡』元暦元〈一一八四〉年六月五日)

(武衛、 荘園を亜相に辞せしめたまふの上に、逗留の間、 連日竹葉宴酔を勧め

召下家司等注文被下之。 可加催促給之由云々、 今日到来 (『吾妻鏡』文治二〈一一八六〉年三月十日)

(下家司等を召し、注文を下さる。催促を加へたまふべきの由と云々。今日到来す)

般的であったのであろう。例えば、藤原宗忠(一〇六二~一一四一)の『中右記』や、藤原頼長 『吾妻鏡』がこのようなスタイルをとるのは、『小右記』よりも『御堂関白記』のようなスタイルが和化漢文としては の『殿記』、平信範(一一一二~一一八七)の『兵範記』などにおいても、「給」が目的語よりも後ろに記されてい () 二() · 一五

右大臣殿令参法勝寺給云々

御表清書了、 時範朝臣持参、 殿下加御判給

(『中右記』嘉承元〈一一〇六〉年七月二十九日) (『中右記』長治二〈一一〇五〉年正月十四

(『殿記』保延二年〈一一三六〉十一月十日)

(『殿記』 久安元〈一一四五〉

関白殿、 本自令候禁中給

依尼御前御坐、 於門外令乗車給

又今日令着陣座給、 入道殿令参詣天王寺給 従大炊御門高蔵亭令出立給

敬語の補助動詞は、 大野晋(一九七七)の助動詞の承接表では第二類に位置づけられており、 (『兵範記』仁平二〈一一五二〉

間に、 体にかかるのである。 つまり、 とが可能である。 受身の助動詞「る」「らる」や使役(尊敬)の助動詞「す」「さす」「しむ」、大野の分類でいえば第一類が入るこ 動詞に受身や使役 漢文的な文章でいえば、返読文字として「被(る・らる)」や「令(しむ)」が動詞の前に記される。 したがって、「給」などの敬語の補助動詞は動詞と離した方が日本語的になり、 (尊敬) が承接している場合は、 敬語の補助動詞は動詞とそれらの助動詞が承接したもの全 動詞とこの第二類との

理解しやすい書記スタイルなのであろう。

(『兵範記』久安五〈一一四九〉年十月十日) 月四日

年十月-

おわりに

書き記すのか、すなわち漢字とその漢字を基にして作られた仮名とにおける両者の関係の歴史と言い換えてもよいであ つとして、本稿では日本語において欠かせない敬語がその重要な要因であることを示そうとした。 ろう。それと合わせて、日本語においてはなぜ様々な書記スタイルが誕生したのかが問題となってくる。その解答の一 [本語の書記システムの歴史は、 膠着的構造を持つ日本語を孤立語である中国語出自の漢字を用いてどのようにして

よる区別や、概念部分と文法的要素との文字の大きさを変えることによって、 いうスタイルでは書き記すことは不可能であった。そこで、宣命は日本語的な語順をとり、漢字と借音仮名との字種に かせないものであった。そして日本語を漢文で書き記そうとすると、 特に天皇のことばを伝える宣命においては、 中国語の文章である漢文を日本語として訓読する際に敬語を補読していたように、敬語は日本語の表現にお 文法的要素を書き記すことができない、また漢字の訓と対応しない和語の動詞を書き表すことができない、漢文と 補助動詞が後接するために、 目的語との位置関係において日本語的な語順になりかねないものであった。 敬語が多用され、また天皇のことばを忠実に伝えようとする。そのため 特に敬語の補助動詞が使用された箇所は 膠着語的な構造である日本語を明確に示 Ü ては

章が日本語には適していた。そのために、和歌を記録するために発生した仮名書きというスタイルは、 特に態度を表す助動詞や助詞の多くが漢字では書き記すことができない。それらを過不足なく書き表せる仮名による文 尊敬・使役や受身の助動詞が入ることがある。そして自分の態度を表す助動詞や助詞などが敬語の補 表現を書き記せる文章として発展することになる。 敬語表現にとって最適な書記スタイルは仮名による文章であった。敬語表現の場合、 動詞と敬語の補助動 助 多種多様な敬語 動詞に後接する 詞との間に

その一方で公的な文書はあくまでも漢文であった。

したがって漢文中に敬語の補助動詞を書き記すようなスタイルが

すスタイルが完成したのである。

注

- (二〇〇七) による この釈迦三尊像の光背銘の読み下しの他、 薬師如来像の光背銘、上ノ山碑、 長屋王邸宅出土の木簡の読み下しは神野志隆光
- 2 れているが、いずれも「我御大病(我が御大病)」を主語としている 小松英雄(二〇〇〇)二二八~二二九頁には、 吉澤義則、 佐藤喜代治/前田富祺、 宮澤俊雅、 西田直敏の各氏の訓読が示さ
- 3 を主語としている。小松英雄(二〇〇〇)二四七~二四八頁では「われ」 徳光久也(一九六四)には、「我大御病平欲坐故の欲字の位地は、我欲…とあるべきところであり」(一一八頁)とあり、 か「わが」かの検討を行っている。
- 4 宣命の本文並びに読みについては、北川和秀編(一九七二)による。
- 5 関係については別稿「『今昔物語集』の宣命書きによる表現制約」を用意している。 漢文における敬語の補助動詞の位置については次節(第六節)で述べる。宣命書きにおける返読文字と敬語の補助動詞との
- 6 順)として、「定以出賜」全体としては(役所仕事のルールに従って太政官に提出されるなら)と解釈している 小松英雄(二〇〇〇)は、「定以出賜」について、「定」は非公式の官庁用語であり、(役所仕事として定まったいる規則や手
- 7 『古事記』の読みについては日本古典文学大系本(岩波書店)による。
- 8 貴族などの古記録資料の敬語については、穐田定樹(二〇〇八)の詳細な研究がある。
- 9 よる。この訳文に合わせて、『吾妻鏡』の本文を改めた。また、『小右記』『中右記』は大日本古記録(岩波書店)を、『殿記 『御堂関白記』に本文並びに読み下しについては山中裕編(一九八八)を、『吾妻鏡』の読み下しは貴志正造(一九七六)に
- 10 学校文法では「る・らる」「しむ」を助動詞として扱っているために、敬語の補助動詞の前に助動詞が出現することに違和感

をおぼえるが、「る・らる」「しむ」を動詞の派生接辞とし、それが付いたものを派生動詞とすれば問題はない

と『兵範記』は増補史料大成(臨川書店)を利用した。

引用文献

穐田定樹(二〇〇八)『古記録資料の敬語の研究』清文堂

犬飼隆(二〇〇八)『漢字を飼い慣らす』人文書館

大野晋 (一九七七) 「日本語の助動詞と助詞」 (『岩波講座日本語七 文法Ⅱ』岩波書店)

によった。

春日政治(一九四二)「西大寺本 金光明最勝王経古点の国語学研究」(『斯道文庫紀要第一』 岩波書店)

本稿では(一九八五)

『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究 春日政治著作集別巻』勉誠社

北川和秀編 (一九七二)『続日本紀宣命 校本・総索引』吉川弘文館

貴志正造 (一九七六) 『全譯吾妻鏡 一』 新人物往来社

神野志隆光(二〇〇七)「漢字と非漢文の空間 八世紀の文字世界」(東京大学教養学部国文・漢文学部会編『古典日本語の世界

漢字のつくる日本』東京大学出版会)

小松英雄 (二〇〇〇)『日本語書記史原論

補訂版』笠間書院

峰岸明(一九八六)『変体漢文』東京堂出版

徳光久也 (一九六四) 『上代日本文章史』南雲堂桜楓社

山中裕編(一九八八)『御堂関白記全注釈 長和元年』高科書店